

石川県公報

平成 25 年 6 月 11 日
第 12602 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○国土調査の指定 (経営対策課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の病院、診療所及び 薬局の廃止の届出 (同)	1	○平成25年度地籍調査事業計画の一部変更 (同)	4
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	5
○介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させ る機関の指定 (同)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	7
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	7
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3	○石川県立保育専門学園学生募集公告 (少子化対策監室)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の病院、 診療所及び薬局の廃止の届出 (同)	3	○基本測量実施公告 (監理課)	9
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	3	選挙管理委員会	
○介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当 させる機関の指定 (同)	3	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護事業所の廃止の届出 (同)	4	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	9
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	4	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	9
		○県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低 数	10
		労働委員会	
		○石川県労働委員会あっせん員候補者の委嘱	10
		石川県漁業調整委員会	
		○いかの採捕を主たる目的とする刺網漁業の禁止及びか れいの採捕を目的とする刺網漁業の禁止の廃止	11

告 示

石川県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年4月1日
徳田あおぞら薬局	七尾市下町ニ16-1	〃
すぎはら薬局	加賀市大聖寺菅生町9	〃

石川県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり病院、診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年3月31日
ヤマテ薬局	加賀市山中温泉南町二の38番地	〃
杉原薬局山代店	加賀市山代温泉山背台1丁目51	〃
きだに歯科医院こぐま矯正歯科	白山市千代野東5丁目1番地1	〃
くすりのまき薬局	羽咋郡宝達志水町今浜へ-321	〃

石川県告示第257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	公立能登総合病院 居宅介護支援事業所	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年 4月1日
社会福祉法人長寿会	珠洲市宝立町春日野4字117番地	第三長寿苑短期入所生 活介護センター	珠洲市宝立町鶴飼子字36番地4	〃

石川県告示第258号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	公立能登総合病院 居宅介護支援事業所	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年 4月1日

石川県告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
七尾鹿島広域圏事務組合	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年 3月31日

石川県告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
角 浦 大 介	つのうら接骨院	小松市上本折町87番地	平成25年4月1日

石川県告示第261号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年4月1日
徳田あおぞら薬局	七尾市下町ニ16-1	〃
すぎはら薬局	加賀市大聖寺菅生町9	〃

石川県告示第262号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり病院、診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年3月31日
ヤマテ薬局	加賀市山中温泉南町ニの38番地	〃
杉原薬局山代店	加賀市山代温泉山背台1丁目51	〃
きだに歯科医院こぐま矯正歯科	白山市千代野東5丁目1番地1	〃
くすりのまき薬局	羽咋郡宝達志水町今浜へー321	〃

石川県告示第263号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	公立能登総合病院 居宅介護支援事業所	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成25年4月1日
社会福祉法人長寿会	珠洲市宝立町春日野4字117番地	第三長寿苑短期入所生活介護センター	珠洲市宝立町鶴飼子字36番地4	〃

石川県告示第264号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4

項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	公立能登総合病院 居宅介護支援事業所	七尾市藤橋町ア部6番地 4	平成25年 4月1日

石川県告示第265号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
七尾鹿島広域圏事務組合	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地 4	平成25年 3月31日

石川県告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
角 浦 大 介	つのうら接骨院	小松市上本折町87番地	平成25年4月1日

石川県告示第267号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成25年6月11日	加 賀 市	伊切地区（I-3）、伊切地区（I-4）、 伊切地区（I-5）及び伊切地区（I-6）	平成25年6月11日から 平成26年3月31日まで

石川県告示第268号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更した。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
志 賀 町	変更前	東増穂地区Ⅲ、東増穂地区Ⅳ及び東増穂地区Ⅴ	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
	変更後	東増穂地区Ⅲ、東増穂地区Ⅳ、東増穂地区Ⅴ、稗造地区Ⅳ及び稗造地区Ⅴ	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで(稗造地区Ⅳ及び稗造地区Ⅴにあつては、平成25年6月11日から平成26年3月31日まで)
中 能 登 町	変更前	久江地区Ⅲ	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで
	変更後	久江地区Ⅲ、能登部地区Ⅱ、良川地区Ⅶ・黒氏地区Ⅰ、水白地区Ⅱ、尾崎地区、東馬場地区Ⅰ及び東馬場地区Ⅱ	平成25年4月19日から平成26年3月31日まで(能登部地区Ⅱ、良川地区Ⅶ・黒氏地区Ⅰ、水白地区Ⅱ、尾崎地区、東馬場地区Ⅰ及び東馬場地区Ⅱにあつては平成25年6月11日から平成26年3月31日まで)
金 沢 市	変更前		
	変更後	崎浦第4地区	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで
小 松 市	変更前		
	変更後	蛭川町地区	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで
加 賀 市	変更前		
	変更後	栢野地区Ⅲ及び小塩辻地区Ⅱ	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで
か ほ く 市	変更前		
	変更後	大海財産区	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで
白 山 市	変更前		
	変更後	湊4地区、湊11地区、湊3地区、湊2地区、荒屋地区、知気寺地区、熱野地区及び熱野新地区	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで
津 幡 町	変更前		
	変更後	中条南部地区Ⅷその1、中条南部地区Ⅷその2及び井上・中条北部地区Ⅴ	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで
宝 達 志 水 町	変更前		
	変更後	子浦地区	平成25年6月11日から平成26年3月31日まで

2 変更年月日

平成25年6月11日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年5月24日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スポーツクラブ・ユニレーション

3 代表者の氏名

清田 洋

4 主たる事務所の所在地

野々市市位川43番地

5 定款に記載された目的

この法人は、すべての子供たちに対して、サッカーを中心としたスポーツ全般の普及・発展を図るため、スポーツクラブチーム及びスポーツスクールなどを運営すると共に、スポーツ指導者の派遣等、スポーツを通じて健全な心身の育成に努め、スポーツ間の交流を行い、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、生涯素晴らしい環境でスポーツを楽しめるように環境を整え、活気ある町づくりを目指し、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成25年5月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 希づき

3 代表者の氏名

山口 智一

4 主たる事務所の所在地

野々市市扇が丘22-10

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人及びその家族が地域であたりまえの生活をおくるために、何を必要とし又どのような活動をしなければならないのかを考え実践していくなかで、社会全体が障害の有無にかかわらずお互いを尊重し共に支え合っていくことができる豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年5月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 自立生活センターハートいしかわ

3 代表者の氏名

石元 勝則

4 主たる事務所の所在地

金沢市御影町8番32号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人や高齢の人が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、自立生活支援や権利擁護などに関する事業、共に生きる暮らしやすいまちづくりに関する事業を当事者主体で行うとともに、市民活動活性化のための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成25年5月29日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 オープンハウス・クローバー

3 代表者の氏名

蓑 桂子

4 主たる事務所の所在地

金沢市小立野3丁目17番5号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害種別を問わず、障害をもつ人々に対して、日中活動の支援に関する事業を行い、地域福祉や公益に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名について、次のとおり変更があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	変更年月日
新	藤 田 充 世	宝達志水町荻市ほ1-1 国民健康保険志雄病院	平成25年4月1日
旧	中 多 充 世		

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成25年政令第119号）第1条の規定による改正前の予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
	熊 野 宏	輪島市鳳至町下町49番地 医療法人社団熊野医院	平成25年3月31日

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に平成26年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 募集人員

専攻科（修業年限1年）Ⅰ期試験 10名程度 Ⅱ期試験 若干名

2 受験資格

保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者

3 試験の日時

Ⅰ期試験 平成25年11月17日（日）午前9時から

Ⅱ期試験 平成26年3月2日（日）午前9時から

4 試験場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

- (1) 筆記試験
小論文
- (2) 面接試験
- 6 出願に関する書類の受付期間
Ⅰ期試験 平成25年10月31日(木)から同年11月11日(月)まで
Ⅱ期試験 平成26年2月17日(月)から同年2月24日(月)まで
ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)
- 7 出願に関する書類の提出先
〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園
電話番号(076)242-5185
- 8 その他
募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

1 募集人員

保育学科(修業年限2年) Ⅰ期試験 50名 Ⅱ期試験 10名

2 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者及び平成26年3月卒業見込みの者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成26年3月修了見込みの者
(3) 文部科学大臣から(1)及び(2)と同等以上の資格を有すると認定された者

3 試験の日時

Ⅰ期試験 平成25年12月11日(水) 午前9時から
Ⅱ期試験 平成26年3月2日(日) 午前9時から

4 試験場

金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

国語

国語表現Ⅰ及び国語総合(古文及び漢文を除く。)

(2) 実技試験

音楽

次のA〈ピアノ〉又はB〈声楽〉のどちらか一方を選択する。

A 〈ピアノ〉

次のaからcまでの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、繰り返しなしとする。暗譜でも良いし、楽譜を見ても良い。

a バイエルピアノ教則本より 原書番号60番(イ短調3/4拍子)から原書番号106番(ハ長調3/4拍子)の中から番号を持つ曲

b ブルグミュラー25の練習曲より 第1から25番

c ソナチネアルバムⅠ巻より 第1から17番の第1楽章

B 〈声楽〉

次のdからfまでの中から受験生が選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。

暗譜でも良いし、楽譜を見ても良い。必要な者には歌い出しの音を与える。移調可

d 大きな古時計 保富康午 訳詞 ヘンリー・クレイ・ワーク 作曲

e 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲

f 朧月夜(おぼろづきよ) 高野辰之 作詞 岡野貞一 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

Ⅰ期試験 平成25年11月26日(火)から同年12月3日(火)まで

Ⅱ期試験 平成26年2月17日(月)から同年2月24日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)	平成25年6月28日から 平成26年3月31日まで	県内全域

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成25年6月11日

石川県選挙管理委員会

18,864人

石川県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成25年6月11日

石川県選挙管理委員会

217,899人

石川県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解

職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成25年6月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,345人
七 尾 市 選 挙 区	16,007人
小 松 市 選 挙 区	28,995人
輪 島 市 選 挙 区	8,651人
珠 洲 市 選 挙 区	4,808人
加 賀 市 選 挙 区	19,784人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,561人
か ほ く 市 選 挙 区	9,356人
白 山 市 選 挙 区	30,114人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,387人
野 々 市 市 選 挙 区	13,009人
河 北 郡 選 挙 区	16,996人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,464人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,295人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,628人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 47 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年6月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,899人

労 働 委 員 会

石川 県 労 働 委 員 会 告 示 第 1 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき、次の者を石川県労働委員会あっせん員候補者に委嘱しているので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により告示する。

平成25年6月11日

石川 県 労 働 委 員 会

氏 名	現 職	備 考
中 村 明 子	弁護士	現委員
高 木 利 定	弁護士	〃
小 倉 正 人	北國新聞社論説委員会論説副主幹	〃
樫 見 由 美 子	金沢大学大学院法務研究科教授	〃
西 和 喜 雄	(社福) 石川県社会福祉協議会専務理事	〃

光 林 邦 彦	連合石川副会長 J A M北陸副執行委員長	〃
南 高 広	連合石川副会長 石川県私鉄バス労働組合協議会議長	〃
浅 野 正	連合石川事務局長	〃
国 吉 正 人	連合石川副会長 石川県教職員組合執行委員長	〃
加 藤 利 行	連合石川副会長 U Aゼンセン石川県支部支部長	〃
永 山 憲 三	(株)大日製作所代表取締役社長	〃
吉 田 國 男	ヨシダ印刷(株)代表取締役会長	〃
竹 中 助 典	(一社)石川県経営者協会専務理事	〃
中 村 敬	(株)東振精機代表取締役社長	〃
小 田 孝 信	(株)加賀屋代表取締役社長	〃
小 西 祥 一	石川県労働委員会事務局長	現職員
源 田 善 弘	石川県労働委員会事務局次長	〃

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会指示第3号

いかの採捕を主たる目的とする刺網漁業の禁止(昭和55年石川海区漁業調整委員会指示第6号)及びかれいの採捕を目的とする刺網漁業の禁止(昭和58年石川海区漁業調整委員会指示58第5号)は、平成25年6月15日限り廃止する。
平成25年6月11日

石川海区漁業調整委員会

会 長 稲 村 幸 雄

